

自転車通行の基本



自転車はどこを走ればいいの？
車道？歩道？
ここは走っていいの？

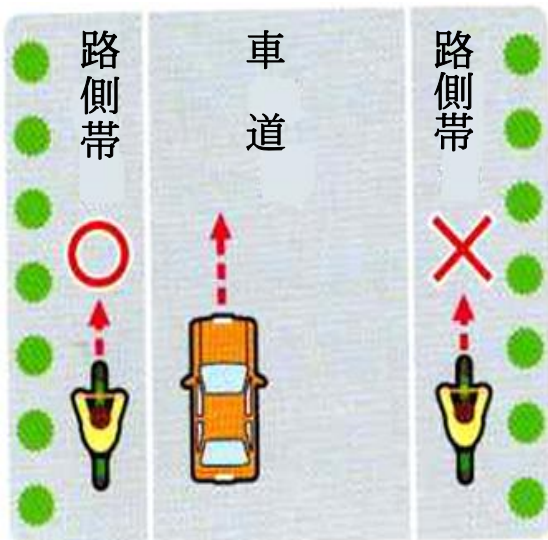
※ここでいう自転車は「普通自転車」を指します。

自転車が走る場所をしっかりと
確認しましょう！



あきた交通安全大使
相場詩織さん

自転車は ※ 原則、車道の左側を走る ※



- ・自転車は「軽車両」です。
- ・車と同じように車道を通行しなければいけません。
- ・道路の左側に路側帯があれば、路側帯を通行することができます。

※ ただし著しく歩行者の通行を妨げる場合は、路側帯を通行することはできません。
また、路側帯を通行するときは、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければなりません。

- ・車に抜かれる時は、できる限り左側に寄る。
- ・車の進行を妨害した場合、違反になる可能性があるよ！

じゃあ、自転車で歩道を走っちゃダメなの？
歩道は歩いている人だけなの？



自転車で歩道を走ることができる
場合には条件があります！
次のページを見てみましょう！

歩道通行の例外



この標識が付いている歩道では、自転車は歩道を走ることができます！
ただし、自転車は歩道の車道側を走行しなければなりません。

← 自転車の歩道通行可を示す標識

基本は歩道は、

- ・「歩行者が優先」です。
- ・すぐに停止できるような速度で進行（徐行）しなければなりません
- ・歩行者の通行を妨げそうな時は、一時停止しなければなりません



標識がなくても歩道を走っていい時があるよね！



ヘルメットも
忘れないで！



① 自転車を運転している人が
13歳未満の子ども、70歳以上の人、
一定の身体障害を有する人



② 車道で道路工事をしている時、
車道の幅が狭く、車通りが多いなど
車道通行が危険な場合



標識の設置状況などは、道路環境によって異なります。
お住まい地区の設置状況についてのご質問は、管轄する
警察署に問い合わせてください。



秋田県警察

～交通部交通企画課～



自転車のルールブックは
こちらから→

